

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税均等割のみ課税世帯等に対する生活応援給付金の支給要件(※)に該当します。

※支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 定額減税適用前の令和6年度住民税において、住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯か住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯のいずれかに該当する世帯である。
イ 世帯の全員が、定額減税適用前の令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている者ではない。
(注)住民税における取扱いとして扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、定額減税適用前の住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 期限(令和7年3月31日)までに、申請書(請求書)が返信されない場合及び申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

☒ 住民税均等割のみ課税世帯等に対する生活応援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

☒ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

☒ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☒ (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する『令和6年度市町村民税課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名 ○ ○ ○ ○

印

署名(又は記名押印)